

平成18年4月4日

携行品事故時に同等品購入費用を補償するなど業界最先端の補償

新商品「海外旅行保険」を発売

ニッセイ同和損害保険株式会社（社長：立山 一郎）は、多様化する顧客ニーズに対応するため、現在販売している海外旅行傷害保険を抜本的に見直し、平成18年4月25日から新商品「海外旅行保険」として発売いたします。

1. 開発の背景

海外への旅行者数は近年着実に増加を続けており、平成16年には1,683万人に達しました。また、平成18年には過去最高を記録するとの見通しもあります。

この増加傾向について、国土交通省は観光白書（平成17年版）において「いわゆる『韓流ブーム』等も海外旅行者増に寄与した」との見方を示しており、国内旅行と同様に気軽な感覚で近隣諸国へ出かける旅行者が増えているものと見られます。当社の「海外旅行傷害保険」においても、短期のご契約（6日以内）の割合が高まっており、平成16年度には全体の6割を突破いたしました。

比較的短期間の海外旅行の場合、保険金お支払い事由としては、携行品の盗難・破損などの割合が高い傾向にあり（別紙参照）、海外旅行スタイルの変化に応じて、旅行中に必要となる補償のニーズも変わってきております。

このため、当社では、これらの変化に対応するため、携行品損害を中心に補償内容の充実を図るとともに、補償の組合わせの自由度を高めるなど、多様化するニーズに対応する改定も加えることで、新しい海外旅行者向けの商品をご提供することといたしました。

2. 特長

（1）携行品補償の内容拡充

新価ベースによるお支払い

従来、身の回り品の破損・盗難は時価で補償していましたが、新価（再調達価額）での補償に変更します。（ただし、修理可能な場合は修繕費が新価のいずれか低い額が限度とします。）

想定事故例

- ・数年前5万円で購入したバッグ（事故時の価値3万円相当）を破損、修理不能に。
（従来）3万円のお支払い （新商品）同等品購入費用をお支払い

親族からの借用品も補償

現在、「被保険者所有の身の回り品」となっている携行品の対象範囲を拡大し、「被保険者の親族から借り入れた身の回り品」も補償対象としました。

想定事故例

- ・親族から借り入れたスーツケース（事故時の価値5万円相当）が盗難された。
（従来）お支払いの対象外 （新商品）同等品の購入費用をお支払い

携行品の対象範囲を拡大

従来は保険金の支払対象外であったスキューバダイビングの用具を補償対象に含めます。

～ において、保険の目的の1個、1組または1対についてのお支払いの限度額は10万円または保険金額のいずれか低い額となります。

パスポート再発給に必要な通訳雇入費も補償

旅行先でパスポートの盗難の被害に遭われた場合、パスポートの再発行や渡航書の発行が必要になります。この手続きの際に日本大使館など在外公館に赴くための交通費、手数料や延泊代などは現在5万円を限度に補償しておりますが、今回、通訳雇入費も対象に加えると同時に、お支払い限度額を10万円に上げました。

(2) 救援者費用の補償内容を拡大

被保険者の救援活動のために現地で通訳を雇い入れた場合に要する費用も保険金の支払対象に含めます。

(3) その他の改定

| 改定項目 | 概要 |
|---------------------------------------|--|
| 保険期間の細分化 | 2ヶ月以内の保険期間を13区分から28区分に細分化し、旅行日数に応じたきめ細かい保険期間設定が可能となります。 |
| 保険設計の自由度を向上 | 傷害死亡、傷害治療費用のいずれかを付帯すれば、その他補償の組み合わせを自由に選択することが可能となります。 |
| 予期せぬトラブルの費用を補償 (旅行中の事故による緊急費用担保特約) | 交通機関が遮断され移動不能になるなど、予測できない偶然な事故で発生した余分な費用(宿泊費・交通費等)を補償します。 |
| 賠償事故の補償範囲を拡大 (賠償責任危険担保特約) | 被保険者が未成年者などの責任無能力者であった場合の、親権者等が負担する法律上の損害賠償責任も補償します。 |
| 航空機トラブルの補償範囲を拡大 (航空機遅延費用等担保特約) | 着陸地の変更により生じる追加の宿泊費・交通費等も補償します。 |
| 旅行変更費用の補償範囲を拡大 (旅行変更費用担保特約) | 旅行の同行者(友人等)またはその親族の死亡・危篤・14日以上入院等による旅行キャンセルや中途帰国の費用も補償します。 |

3. 発売日・販売方針等

平成18年6月1日以降を保険始期とする契約について、4月25日から発売を開始します。契約タイプはお客様のニーズに合わせ、傷害死亡保険金額1,000万円～1億円までのプランをご用意し、お客様のニーズに応える本商品を当社の全てのチャンネルにて積極的に販売することで、対前年比で5%増の販売を見込んでいます。

(1) 短期のご旅行では携行品の損害による事故のウェイトが高い

| 【平成16年度 当社海外旅行傷害保険支払いデータ】 | | | | |
|---------------------------|-------------------|------------------|-------------------|--------|
| | 携行品の損害 によるお支払い | 病気・ケガ によるお支払い | 賠償・その他 によるお支払い | 合計 |
| 保険期間5日以内 のご契約 | 30.7% | 55.4% | 13.9% | 100.0% |
| 全保険期間 | 6.4% | 91.6% | 2.0% | 100.0% |

(2) 新旧商品 類似タイプの保険料例(保険期間12～15日の場合)

| 【新商品】 | | | | 【従来商品】 | | |
|---|------------------------------|-----|----------|------------------------------|--|--------|
| 保 險 金 額 (一 契 約 金 額) | 傷害死亡 | | 3000万円 | 傷害死亡・後遺障害 ^(注1) | | 3000万円 |
| | 傷害後遺障害 | | 3000万円 | 治療・救援費用 ^(注2) | | 2000万円 |
| | 治療・救援費用 ^(注1) | | 3000万円 | 疾病死亡 | | 3000万円 |
| | 疾病死亡 | | 3000万円 | 入院一時金 | | 5万円 |
| | 入院一時金 | | 10万円 | 賠償責任(免責金額:0円) | | 1億円 |
| | 賠償責任(免責金額:0円) | | 1億円 | 携行品(免責金額:0円) ^(注2) | | 50万円 |
| | 携行品(免責金額:0円) ^(注2) | | 30万円 | 寄託手荷物遅延 | | 10万円 |
| | 旅行中の事故による緊急費用 | | 5万円 | 航空機遅延 | | 2万円 |
| | 旅行中の事故による緊急費用 | | 5万円 | | | |
| 保 險 料 | 保 險 期 間 | 12日 | 9,570 円 | 12日から15日まで 9,600 円 | | |
| | | 13日 | 9,960 円 | | | |
| | | 14日 | 10,330 円 | | | |
| | | 15日 | 10,630 円 | | | |
| | | 15日 | 10,630 円 | | | |

(注1)「救援者費用等追加担保特約(支払限度300万円)」および「救援に関する通訳雇入費用担保特約」が付帯されています。

(注2)「新価払特約(携行品損害担保特約用)」が付帯されています。

(注3)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されています。

(注1)「海外旅行保険特約(死亡特別保険金割合100%)」が付帯されています。

(注2)「救援者費用等担保特約の一部変更に関する特約」および「救援者費用等追加担保特約(支払限度300万円)」が付帯されています。

(注3)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されています。